

石垣市

成年後見制度

利用サポートブック

～成年後見制度利用を検討されている石垣市内の皆様へ～



石垣市

石垣市成年後見支援センター

石垣市障がい者基幹相談支援センター

石垣市地域包括支援センター

目次

成年後見制度とは	3
成年後見制度の留意点	3
成年後見制度の種類	4
法定後見制度の3類型と内容	5
法定後見制度 ～申立手続きの流れ～	6
法定後見制度 Q&A	7
後見人等の仕事	9
保佐人・補助人の代理権の範囲・内容	10
保佐人・補助人の同意権の範囲・内容	10
後見制度支援信託と後見制度支援預貯金	11
任意後見制度について	12
任意後見制度 ～利用手続きの流れ～	13
市長申立てについて(石垣市の場合)	14
石垣市の助成制度	15
石垣市の中核機関 石垣市成年後見支援センターの役割と機能	16
権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧	17
申立に必要な書類の例	19

成年後見制度とは



認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの支援を受けるためにサービスや介護施設等への入所に関する契約を結んだり、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の十分でない方々の**権利や財産を守り**、本人を法律的に支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には次の3つの理念が掲げられています。

自己決定権の尊重

- 本人の意思やこれまでの生き方を尊重し自己決定を大切にすること。

残存能力の活用

- 本人の現在持っている能力をいかせるよう配慮すること。

ノーマライゼーション

- 本人が家庭や地域で通常の生活をすることができる社会を作ること。

成年後見制度の留意点

注意

制度を理解しましょう！



- 後見開始の申立は、**申立人の判断で自由に取り下げることができません。**
- 後見人等は本人（援助の必要な方）の財産を適切に維持し管理する義務がありますので、本人の財産を**後見人自身のために使用すること、親族等に贈与・貸付することは認められません。**

※後見等が開始されると**支出が不当**とされる可能性のあるもの（一例）

- 見舞いに訪れる親族への小遣い等
- 後見人名義のローン返済
- 金銭の貸付
- 寄付
- 後見人等または親族への贈与（相続税対策の贈与を含む）



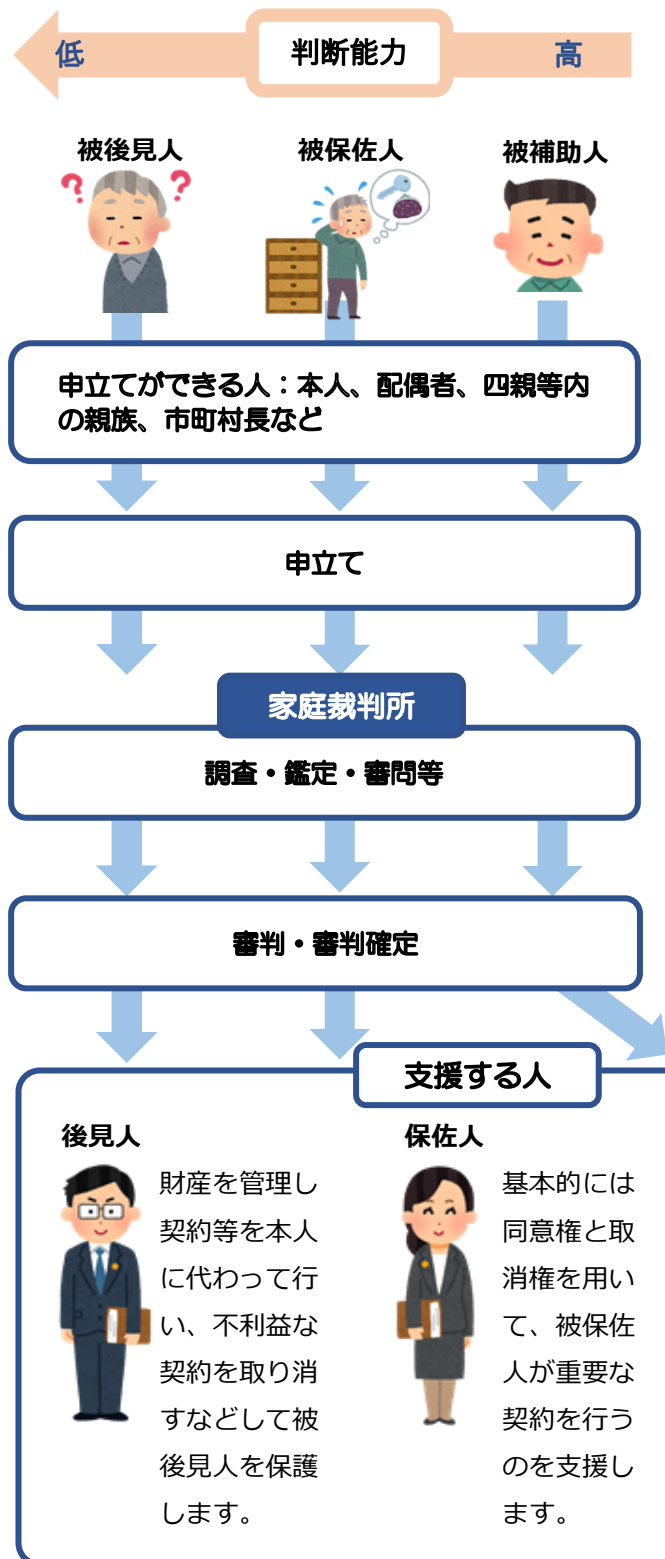
- 以下の場合には、本人の同意が必要です。
 - 保佐を開始する場合で、保佐人に代理権を付与する場合
 - 補助を開始する場合（補助人に代理権・同意権を付与する場合を含む）
- 申立人が**希望した人（候補者）が後見人等に選任されとは限りません。**
- 後見人等の職務は「**本人の判断能力が完全に回復**」または「**本人が死亡**」するまで続きます。**申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、銀行の手続きや保険金受領、遺産分割等）が解決したら終わりというものではありません。**
- 家庭裁判所が必要と判断する場合には、本人や親族に対する調査や照会を実施する場合があります。
- 申立人が家庭裁判所に提出する書類は、他の親族から閲覧（見ること）謄写（コピー）の申請があった場合は許可されることがあります。
- 後見人等は、家庭裁判所又は後見監督人の監督を受けます。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

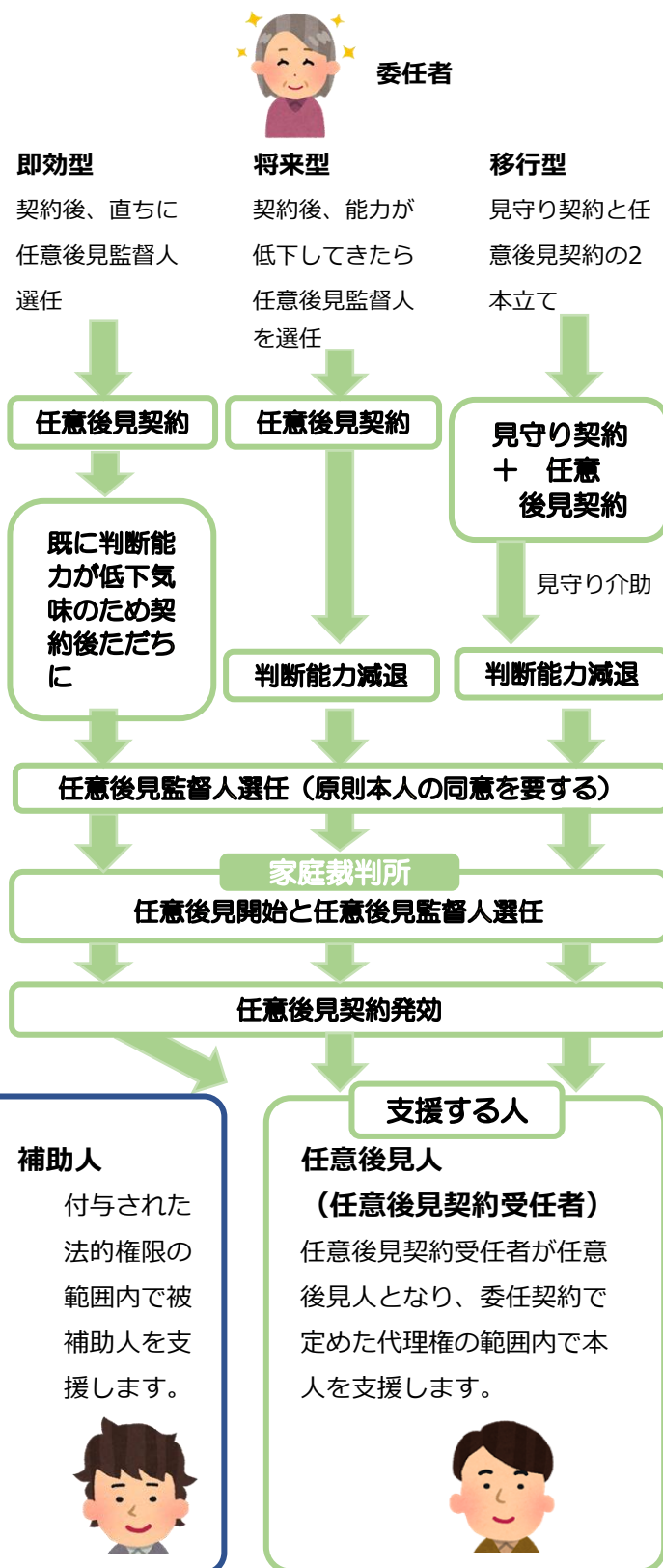
法定後見制度

すでに本人の判断能力に低下がみられており精神面・生活面の支援をするために、本人や近親者等が家庭裁判所に申立てをして、成年後見人等を選任してもらう制度です。



任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、あらかじめ信頼できる代理人（任意後見契約受任者）を定めて、公正証書により契約しておく制度です。



法定後見制度の3類型と内容

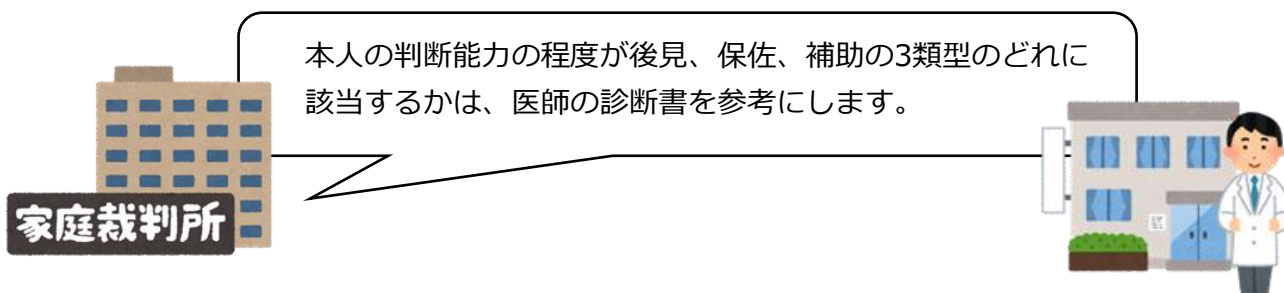
法定後見制度は、利用者本人の判断能力の程度によって以下のような3種類があります。

類型		後見	保佐	補助
本人の状態		判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
家庭裁判所に申立ができる人		本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長、任意後見契約受任者等		
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人
申立についての本人の同意		不要	不要	必要
代理権	代理できる行為	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	代理権付与についての本人の同意	不要	必要	必要
同意権・取消権	取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の法律行為	民法13条第1項に規定の行為、申立の範囲内で与えられた特定の法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為
		日常生活に関する行為は除く		
	同意権・取消権付与についての本人の同意	不要	不要	必要

代理権とは・・・ 本人に代わって、本人のために取引や契約を行うこと。

同意権とは・・・ 本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して問題がない場合に同意すること。

取消権とは・・・ 本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為に関する法律行為を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして、原状に戻すこと。



法定後見制度 ～申立手続きの流れ～

申立準備

● 申立人を決めます

申立人になれる人・・・本人、配偶者、4親等内の親族 等

本人による申立ができず、配偶者、4親等内の親族がいない場合や
申立が困難な場合は石垣市長が申立をすることができます



● 後見人等候補者を検討します

後見人等になるための特別な資格はありません。

本人の親族のほか、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士 等）
を希望することも可能です。

※申立ての時に候補者がいない場合でも申立ては可能です。



最終的には家庭裁判所が適任者を選任します

● 申立書類を取り寄せます（※那覇家庭裁判所石垣支部へ行き、制度を理解して いただくため約30分の説明ビデオを見ていただく必要があります。）

● 成年後見用の診断書（指定の様式）を主治医に依頼します

本人の判断能力等を的確に判断するために「本人情報シート」があります。

医師が診断する際の補助資料として、本人の支援者（福祉関係者など）に作成し
てもらったものを医師に渡します。

● 必要な書類をそろえます（※次ページ参照）

住民票、戸籍謄本 等（3か月以内に作成されたもの）

● 申立人が本人の住所地の家庭裁判所へ申し立てます

原則として住民票上の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てをします。



申立

審理

審判確定 登記

後見開始

終了

● 家庭裁判所が、本人にふさわしい後見人等を選任し、支援内容を決定します

家庭裁判所が申立人、後見人等候補者、本人からご事情を確認することもあります。
※本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

● 家庭裁判所が審判内容について登記嘱託を行います

本人と申立人、後見人等へ審判結果を通知します。

審判が通知されて2週間以内に不服申立がされない場合、審判が確定します。

登記は審判が確定した後、さらに2週間程度経過すると法務局で「登記事項証明
書」の取得ができます。



● 後見人等は財産管理や身上保護を行い、活動内容を裁判所へ報告します

監督人がある場合は監督人への報告から行います。

● 本人が亡くなった場合

● 後見開始の原因が消滅したとき

（本人の判断能力が回復したとき）

※成年後見人等が辞める場合（家庭裁判所の許可が必要）は、成年後見等自体は
終了しません

法定後見制度 Q&A



Q1 申立書類は、どこにありますか？

A ⇒ 那覇家庭裁判所石垣支部にあります。（※17ページ参照）

- ・ 那覇家庭裁判所石垣支部では、成年後見制度を正しく理解していただくため、相談時に説明用ビデオを観ていただいてから、申立書類一式のお渡しとなります。

Q2 申立てに必要な書類はほかにありますか？

A ⇒ 必要な書類は以下のとおりです。（詳しくは家庭裁判所で確認してください。）

- ・ 後見・保佐・補助 開始等申立書
- ・ 本人情報シート（ケアマネジャー、障害者相談支援専門員等が記入します）
- ・ 診断書・鑑定に関する連絡票（主治医等の医師に記入を依頼します）
- ・ 本人・申立人・後見人等候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）※発行から3か月以内のもの
- ・ 代理行為目録（保佐・補助、開始申立のみ必要）と、本人の同意書
- ・ 同意行為目録（補助開始申立のみ必要）と、本人の同意書
- ・ 申立事情説明書
- ・ 後見人等候補者事情説明書
- ・ 親族関係図、本人の親族の意見書
- ・ 財産目録・収支予定表
- ・ 相続財産目録
- ・ 本人の住民票（世帯全部：省略のないもの）または戸籍の附票
- ・ 療育手帳、精神保健福祉手帳のコピー 等
- ・ 成年後見が登記されていない証明書（法務局に請求します）

郵送請求の場合（東京法務局）、窓口請求の場合（各地方方法務局の本局）



Q3 申立てに必要な費用はいくら位？

A ⇒ 診断書や書類の請求、印紙や切手代等で約2万円程度（※鑑定費用を除く）です。

そのほか、鑑定を行ったり、書類作成を専門家に頼む等を行うとそれ以上かかります。

- 診断書料（※医療機関によって異なります）
- 申立手数料(収入印紙) ※保佐・補助の場合加算あり
- 郵便切手
- 登記手数料（収入印紙）
- その他（住民票、戸籍謄本等）
- 鑑定費用（※裁判所が必要と判断した場合）50,000円程度

※ 収入印紙は那覇家庭裁判所石垣支部では購入できません。事前にご準備ください。



Q4 申立費用は誰が負担しますか？

A ⇒ 申立人が負担します。

申立費用の負担が困難な方は石垣市に助成制度がありますのでご相談ください。ただし、対象要件があります。

なお、家庭裁判所の許可があれば申立費用を本人の負担とすることができます。

Q5 後見人・保佐人・補助人は誰が決めるのですか？

A ⇒ 申立てを行う際に添付する医師の診断書等を元に家庭裁判所が決定します。

本人や申立人が決めることはできません。

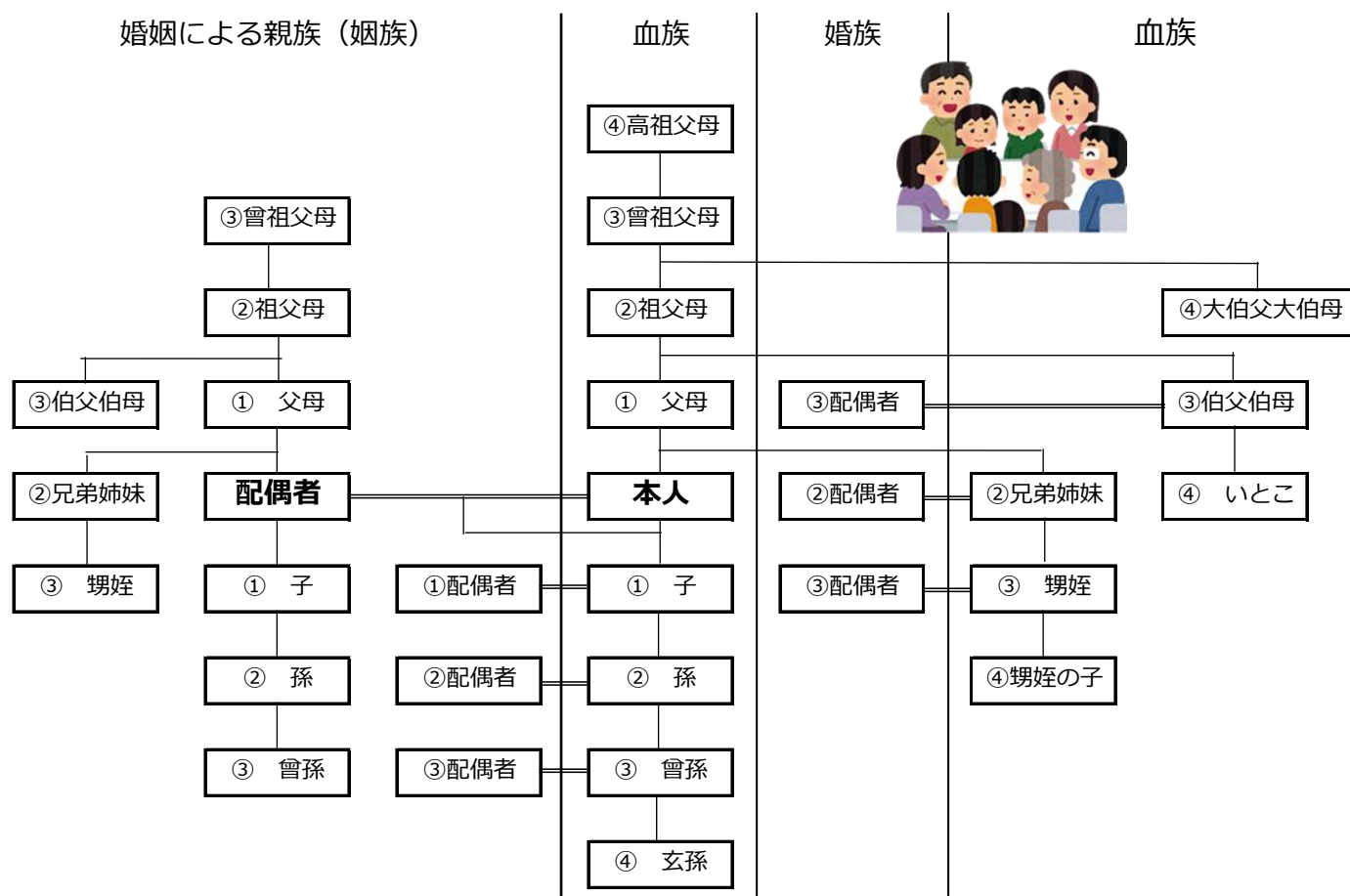


法定後見制度 Q&A

Q6 申立ができる4親等内の親族は？

A ⇒ 下の図を参考にしてください。 ① 1 親等 ② 2 親等 ③ 3 親等 ④ 4 親等

※ 「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の婚族（姻族）です。



Q7 家族が本人の後見人等になりたいときはどうすれば良いですか？

A ⇒ 家庭裁判所に成年後見制度の申立を行う際の申立書に「後見人等の候補者」として、後見人等にしたい親族の名前を記載し、親族を後見人等にしたい旨を家庭裁判所に伝えることができます。

※必ずしも家庭裁判所が親族を後見人等を選ぶとは限りません。

さらに詳しく解説

後見人等候補者の希望を考慮した上で、家庭裁判所が審理を行って後見人等を決定しますが、例えば本人の財産が多額にのぼる場合や、親族間で意見の食い違いがある場合などは、第三者である弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人等が選ばれる可能性が高くなります。

親族が後見人等になった場合でも、基本的には、様々な事務作業等は専門職後見人等が行う内容と変わりありません。このため、今まで親族として本人の様々な支払や、預貯金の管理を自分の判断で行っていた方であっても、親族後見人になると、本人の年間の収支計画を立て、毎月の収入や支出をきちんと記録し、年に一度、家庭裁判所に対して財産目録の提出や、業務報告をして確認を受ける義務があります。

希望した親族が後見人等選ばれなかったことを理由とした不服の申立や、成年後見の申立そのものの取下げはできません。また、一度後見人等選ばれると、基本的には被後見人が亡くなるまで後見人等の任務は継続されます。

後見人等の仕事



財産管理

【成年後見人等の役割】

- 預貯金通帳・印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金、給料の受取り、公共料金・税金の支払い等）
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消し 等



※ 成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除等）は家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。

注意



【成年後見人等の役割ではないこと】

- 利益等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替え・支払いなど、本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使等

身上保護

【成年後見人等の役割】

- 日常生活の見守り
- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 入院に関する申込と契約の締結、入院費・医療費の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り 等



注意

【成年後見人等の役割ではないこと】

- 買い物、通院同行などの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意（生命・身体に危険を及ぼす可能性のある検査や治療行為等と与薬、注射、輸血、放射線治療、手術 等）
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診、入院や施設の入所、介護・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等の一身専属的な行為
- 居住する場所の指定 等

家庭裁判所への報告

- ・ 成年後見人等は、一般的には1年に1回決められた時期に、家庭裁判所に財産管理及び身上保護の状況を報告し、必要な監督を受ける義務があります。

後見人等の報酬

- ・ 成年後見人等は、家庭裁判所へ報酬付与の申立てをすることができます。ただし、必ず報酬が付与されるとは限りません。また報酬額は家庭裁判所が決定し、各家庭裁判所によって異なります。

保佐人・補助人の代理権の範囲・内容

- 申立時に必要な内容を選択し、代理行為目録を作成する必要があります
(包括的な代理権の付与は認められません)
- 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します



1 財産管理関係

- | | |
|--------------|--|
| (1) 不動産関係 | 例) 借家契約の締結・更新・変更 |
| (2) 預貯金等金融関係 | 例) 預貯金や出資金に関する金融機関の一切の取引、新規口座開設 |
| (3) 保険に関する事項 | |
| (4) その他 | 例) 年金・障害者手当・生活保護等の収入に関する諸手続、家賃・公共料金等の支出に関する諸手続 |

2 相続関係

3 身上保護関係

- 例) 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払、病院への入院・福祉関係施設への入所に関する契約

4 その他

- 例) 税金の申告、納付

5 関連手続き

※ 詳しくは家庭裁判所でご確認ください。

保佐人・補助人の同意権の範囲・内容 (民法13条 1項各号所定の行為)

- 申立時に必要な内容を選択し、同意行為目録を作成する必要があります
※ (日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)
- ※ 保佐の場合には、以下の1～10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立をする場合であっても家庭裁判所への提出は不要となります
- 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します



- 1 元本の領収または利用
- 2 借財または保証
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
- 4 訴訟行為
- 5 贈与、和解または仲裁合意
- 6 相続の承認もしくは放棄または遺産分割
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾または負担付遺贈の承認
- 8 新築、改築、増築または大修繕
- 9 民法602条(短期賃貸借)に定める期間を超える賃貸借
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう)の法定代理人としてすること
- 11 その他

※ 詳しくは家庭裁判所でご確認ください。

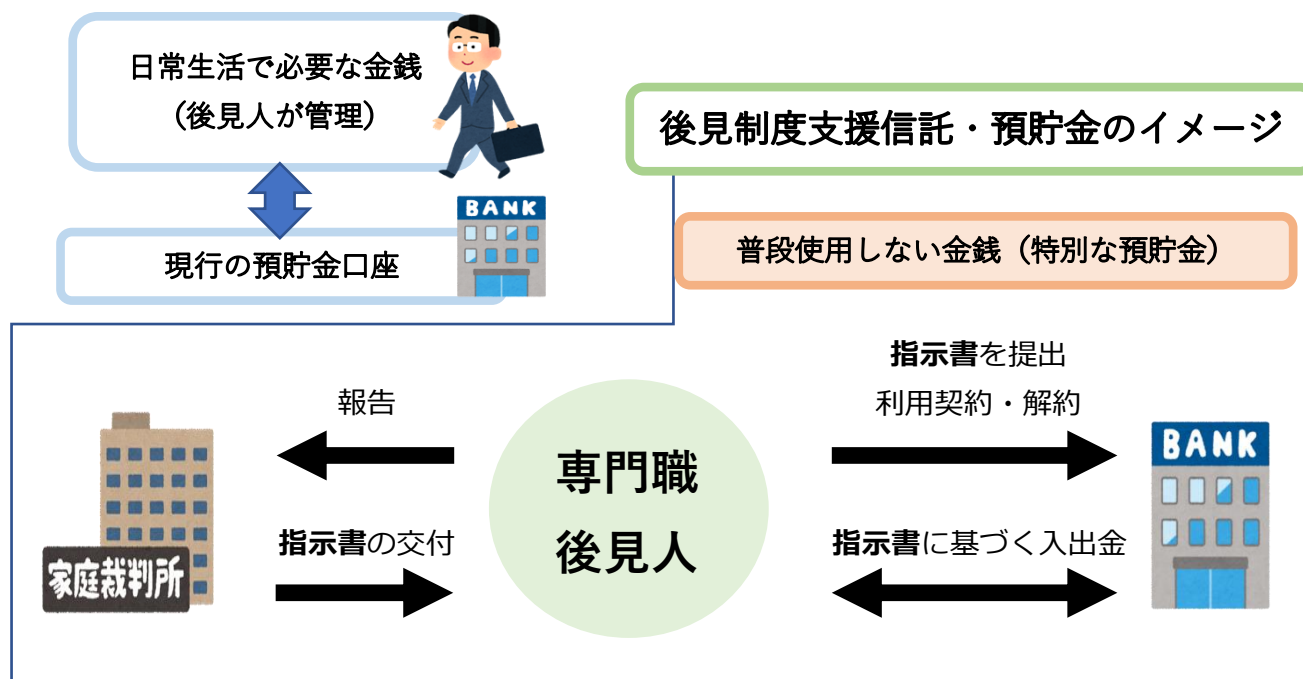
後見制度支援信託と後見制度支援預貯金

成年後見人に適切に財産を管理してもらうための一つの選択肢として、後見制度支援信託、または後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。

これらの仕組みは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるメリットがあります。

※ 保佐・補助・任意後見では利用できません。



仕組みや手続きの流れ

● 後見制度支援信託等の利用の適否について検討

成年後見人は、本人の生活状況や財産状況を踏まえて検討し、後見制度支援信託等の利用に適しているか否かについて、家庭裁判所に報告します。

● 信託契約・預貯金契約の締結

家庭裁判所は、後見制度支援信託等の利用に適していると判断した場合は、信託契約や預貯金契約を締結するための「指示書」を成年後見人に交付します。

成年後見人は金融機関に指示書を提出し、契約を締結します。

● 金融機関からの払戻し・追加信託又は追加預入れ

契約の締結後、金融機関からの払戻しや追加しての信託や預入れを行う必要が生じる場合があります。手続には家庭裁判所が発行する指示書が必要となる場合があります。

※ 後見制度支援信託等を利用する際に、専門職が後見人または後見監督人として関与した場合には家庭裁判所の定める報酬が必要となる場合があります（別途、金融機関の管理報酬が生じる場合もあります）。なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要がなくなれば、専門職は辞任します。

※ 詳しくは家庭裁判所、または利用を検討している金融機関にお問い合わせください。

任意後見制度について

任意後見制度は、まだしっかりと自分で判断できるうちに、自分の判断能力が衰えてきたときに備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を誰にするかや、将来の財産管理や身の回りのことについて、その人に、「どのような支援をしてもらうか」を、自分で決めておくことができる制度です。

本人がその内容を依頼した人（任意後見受任者）と報酬を話し合い、それらの内容を任意後見契約として、「公正証書」に定めておきます。その後、本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見人が本人の支援を開始します。

（※任意後見受任者 ＝ 任意後見人）



基本的には、支援できる人であればどんな人でも支援者になることができます。

たとえば、自分の子供や孫はもちろん、交流のある甥姪や親しくして信用のおける友人、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職等を支援者として選べます。支援者を選ぶことは、非常に重要なことですので、十分に検討して、この人なら任せても安心と思える人に支援をお願いすることが重要です。

Q&A



Q1 母は少し認知症の症状が出ているようなのですが、任意後見を利用できますか？

A ⇒ ご本人に任意後見契約の内容を正しく判断する能力があれば、契約を結ぶことができます。その判断能力があるかどうかは、公証人(法務局石垣支局)がご本人に質問するなどして確認して判断します。公証人（法務局石垣支局）が「ご本人は任意後見契約の内容を理解していない」と判断したときは、「法定後見」の制度を利用することになります。

※石垣市には公証役場がないため、那覇地方法務局石垣支局で手続きできます。

(※18ページ参照)



Q2 費用や報酬は、誰が負担しますか？

A ⇒ 任意後見人として仕事が始まれば、本人のために任意後見人が支出した費用（交通費、通信費など）や、任意後見契約書で定めた任意後見人の報酬の他、選任された任意後見監督人の報酬などは、本人の財産から支払われます。

任意後見制度 ～利用手続きの流れ～

準備

- 任意後見人になってくれる「任意後見受任者」を決めます
- サポート内容を決めます
 - 例 ・ 在宅での生活が難しくなった時、どのような施設に入りたいか
 - ・ 預金や不動産等、資産の管理をどこまで頼むか
 - ・ 介護契約や医療契約、入退院の手続きが必要になったときに代わりに契約を頼むかどうか
 - ・ 任意後見人の報酬をいくらにするか

任意後見契約

- 本人と任意後見契約受任者となる人が公証役場で任意後見契約を結びます
(※石垣市の場合は那覇地方法務局石垣支局で手続きができます。)
- サポート内容が決まったら、本人と任意後見契約受任者が一緒に公証役場（那覇地方法務局石垣支局）へ行き、「公正証書」による任意後見契約を結びます。

任意後見契約にかかる費用（公証役場・法務局への支払いなど） 約2万円程度

- 公正証書作成の基本手数料
- 登記嘱託手数料
- 法務局に収める収入印紙
- 正本謄本の作成手数料
- その他（書留郵送料、住民票、戸籍謄本、印鑑証明など）

※依頼する内容によって異なります



判断能力の低下

判断能力の低下



- 任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立てます
- 配偶者や家族、任意後見受任者が本人の生活状況を把握し、本人の判断能力が不十分になったとき、本人の住所地の家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立をします。



任意後見監督人選任の申立にかかる費用 約2万円程度

- 申込手数料（収入印紙）
- 登記手数料
- その他（診断書、郵便切手、戸籍謄本など）

申立

審理

任意後見開始

終了

- 家庭裁判所の審理を経て、任意後見監督人が選任されます
そして、任意後見契約受任者が ⇒ 任意後見人となります。
- 任意後見契約時に決めておいたサポートが始まります
- 任意後見人は任意後見監督人に活動内容を報告します
- 本人もしくは任意後見人が亡くなったとき
- やむを得ない理由で契約を解除するとき（家庭裁判所の許可が必要）
- 法定後見が開始されたとき（家庭裁判所が法定後見の利用が必要と判断した場合のみ）

市長申立てについて（石垣市の場合）

石垣市に住所を有し、判断能力が不十分な認知症等の高齢者、障がい者等であって成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立を行うことが難しい場合に、市長が家庭裁判所に成年後見等の開始の申立を行っています。

相談受付 情報把握

- 本人を支援している方、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員等から、地域包括支援センター、または障がい者基幹相談支援センターへご相談ください。

本人が申立を行う判断能力が十分でなく、親族がいない・もしくは不明、または親族による適切な支援ができない状態にあるか等についてお尋ねします。

調査 検討

- 相談窓口が必要な情報の把握を行い検討します。
(確認する内容)

対象者の事理を弁識する能力（物事を判断し、その意思を表すことができる能力）
対象者の生活状況及び健康状況
対象者の親族等の存否（配偶者および2親等内の親族）
対象者の親族等による後見開始等の審判申立を行う意思の確認
対象者が成年後見制度利用を必要とする理由
対象者の後見人等登記の有無（後見開始等の有無、任意後見の有無）



※必要に応じ、関係者へ書類の提出などの協力をお願いする場合があります。

決定

- 市長申立の決定 石垣市審判請求検討会議の開催



申立書類 等の作成

- 市長申立書類の作成・準備等

申立に必要な書類等を準備します。

家庭裁判所が定める書類等

申立書、申立事情説明書、診断書、登記されていないことの証明書、財産目録、戸籍謄本、住民票、親族関係図、回答書（親族用）、収支予定表、介護保険被保険者証・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写し、その他本人の財産に関する資料等

申立

- 家庭裁判所への申立て



審判

- 後見等開始の審判

（家庭裁判所が後見等開始の審判を決定します）
・ 審判確定後、法定後見等が開始されます。



石垣市の助成制度

石垣市では、成年後見制度を利用した方で、申立費用や後見人等に対する報酬費用の負担が困難な方に対し、必要な費用を助成しています。

申立費用の助成

- 助成の要件
 - 1 本人（被後見人等）が①②のいずれかのサービスの対象となる方
 - ① 介護保険サービス
 - ② 障害福祉サービス
 - 2 本人（被後見人等）が①～③のいずれかに該当し、なおかつ申立人が④⑤のいずれかに該当するとき。
 - ① 本人が生活保護を受けているとき
 - ② 本人が資産、収入の状況から、①に準じると認められるとき
 - ③ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるとき
 - ④ 申立人が生活保護を受けているとき
 - ⑤ 申立人の市民税が非課税のとき



- 助成金の額
申立審判請求にかかる実費額となります。
(印紙代、切手代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定費用の実費額)

後見人等への助成

- 助成の要件
 - 1 本人（被後見人等）が①②のいずれかのサービスの対象となる方
 - ① 介護保険サービス
 - ② 障害福祉サービス
 - 2 本人（被後見人等）が①～③のいずれかに該当し、なおかつ後見人が④⑤の両方に該当するとき。
 - ① 本人が生活保護を受けているとき
 - ② 本人が資産、収入の状況から、①に準じると認められるとき
 - ③ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるとき
 - ④ 後見人等が家庭裁判所から報酬の付与を認める審判を受けたとき
 - ⑤ 後見人等が本人の配偶者、4親等内の親族でないこと



- 助成金の額（上限額）

本人が在宅の方	月額	28,000円
本人が施設にいる方	月額	18,000円

石垣市の中核機関

石垣市成年後見支援センターの役割と機能

● 役割

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 医療、福祉、法律の専門職団体や家庭裁判所など各関係機関のネットワークづくりを行い、権利擁護（成年後見）に関する制度や情報交換を行うことで、市民へのPR、研修会の開催、相談窓口への支援、市民後見人の育成、後見人等の支援を行います。

● 機能

1 広報

パンフレットの配布・研修会やセミナーの開催等、広報・啓発を行います。

2 相談

- ・ 相談窓口で受けた相談の中で、困難事例等についてサポートを行います。
- ・ 支援チーム（後見人等、親族、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員等）の困難事例に対しサポートを行います。 ※支援チームは下記の図のイメージです。

3 利用促進

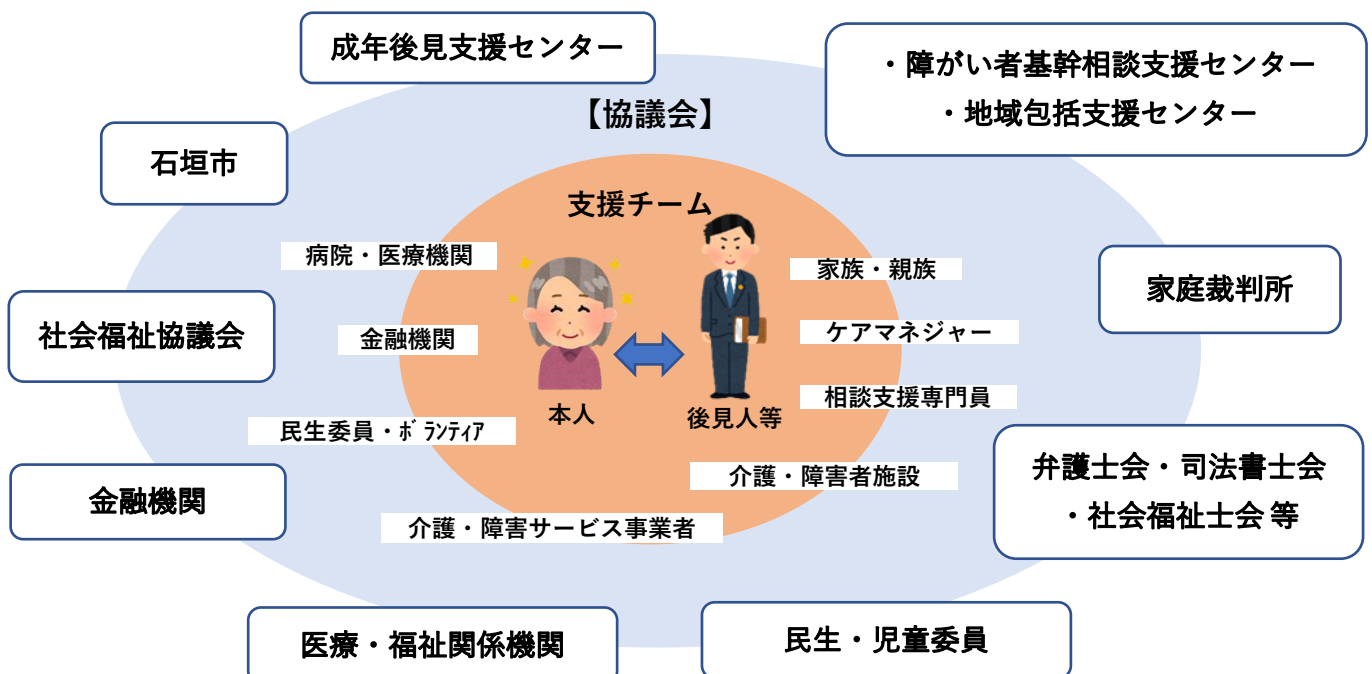
- ・ 親族申立や本人申立の支援を行います
- ・ 市民後見人の育成、研修および活動の推進を図ります。
- ・ 法人後見の担い手の育成と活動支援を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行することが望ましいケースについて検討する体制の整備を行います。

4 後見人支援

- ・ 成年後見人等に選任された方からの相談に対応します。



石垣市の地域連携ネットワーク のイメージ図



権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧

成年後見制度 相談窓口

● 石垣市障がい者基幹相談支援センター（石垣市障がい福祉課内）

- ・ 障がい者福祉の総合相談窓口

〒907-8501 石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

電話 0980-87-9211

受付日・時間： 月～金 9時～12時、13時～16時

（祝祭日、年末年始、慰霊の日を除きます）

● 石垣市地域包括支援センター（石垣市介護長寿課内）

- ・ 高齢者福祉の総合相談窓口

〒907-8501 石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

電話 0980-84-3333

受付日・時間： 月～金 9時～12時、13時～16時

（祝祭日、年末年始、慰霊の日を除きます）



成年後見制度 中核機関

● 石垣市成年後見支援センター（石垣市福祉総務課内）

- ・ 関係機関とのネットワークづくり、相談窓口のサポートなど

〒907-8501 石垣市字真栄里672 石垣市役所1階

電話 0980-87-5515

受付日・時間： 月～金 9時～12時、13時～16時

（祝祭日、年末年始、慰霊の日を除きます）

成年後見制度の申立てに関すること

● 那覇家庭裁判所 石垣支部

〒907-0004 石垣市字登野城55 （裁判所バス停前から徒歩1分）

電話 0980-82-3812

受付日・時間： 月～金 9時～11時、13時～16時

（祝祭日、年末年始を除きます）



● 裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

手続きの説明の他、家庭裁判所や申立書書式等を紹介しています。

- ・ 後見制度の説明

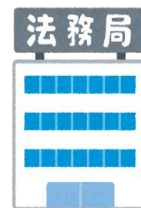
- ・ 那覇家庭裁判所ホームページ



権利擁護や成年後見制度に関する相談先一覧

成年後見制度の登記に関すること

- **東京法務局 民事行政部 後見登録課（郵送請求の場合）**
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
電話 03-5213-1360（祝祭日、年末年始を除きます）
- **那覇地方法務局 戸籍課（窓口請求の場合）**
〒900-8544 沖縄県那覇市樋川1-15-15
電話 098-854-7953（祝祭日、年末年始を除きます）



任意後見制度に関すること

- **那覇地方法務局 石垣支局（※石垣市の場合）**
〒907-0004 石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎内
電話 0980-82-2004（祝祭日、年末年始を除きます）
- **那覇公証センター**
〒902-0067 沖縄県那覇市安里176-4 マリッサヒルズ3階
電話 098-862-3161（祝祭日、年末年始を除きます）



消費者被害に関すること

- **沖縄県消費生活センター八重山分室**
〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 八重山合同庁舎1階
電話 0980-82-1289
受付日・時間： 月～金 9時～12時、13時～16時（祝祭日、年末年始を除きます）



法的トラブルで困ったとき

- **日本司法支援センター 法テラス（サポートダイヤル）**
平日9時～21時、土曜日9時～17時（祝祭日、年末年始を除きます）
電話 0570-078374
※固定電話から 全国一律どこからでも市内通話料金
※携帯電話から 通常の通話料金（注意：かけ放題プランの対象外です）
※公衆電話から 全国一律40秒11円
電話 03-6745-5600
※IP電話から 3分約9.24円



申立に必要な書類の例 ※家庭裁判所に確認してください

- ・ 那覇家庭裁判所ホームページ

<https://www.courts.go.jp/naha/saiban/tetsuzuki/kouken/index.html>

【申立書類】

- ☐ 後見・保佐・補助 開始等申立書
- ☐ 申立事情説明書
- ☐ 本人の親族関係図
- ☐ 本人の親族の意見書（推定相続人の範囲でそろえる）
- ☐ 後見人等候補者事情説明書
- ☐ 本人情報シート
- ☐ 本人の診断書（成年後見制度用）
- ☐ 鑑定に関する連絡票
- ☐ 本人・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） ※発行から3か月以内のもの
- ☐ 本人・後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票 ※発行から3か月以内のもの
- ☐ 本人の登記されていないことの証明書
- ☐ 本人の財産目録
- ☐ 本人の相続財産目録（本人が相続人となっている相続財産がある場合）
- ☐ 本人の収支予定表
- ☐ 本人の療育手帳・精神保健福祉手帳等のコピー
- ☐ 代理行為目録（保佐・補助開始申立のみ必要）と本人の同意書
- ☐ 同意行為目録（補助開始申立のみ必要）と本人の同意書



【本人の財産・収支に関する資料】

- ☐ 預貯金に関する資料（預貯金通帳又は残高証明書）
- ☐ 有価証券等に関する資料（取引残高報告書 等）
- ☐ 保険等に関する資料（保険証書、契約書、保険会社からの通知書 等）
- ☐ 不動産の登記全部事項証明書（**注意※原本に限る**）
- ☐ 固定資産評価証明書、固定資産税課税明細書（通知書）、固定資産課税証明書
- ☐ 負債に関する資料（金銭消費貸借契約書、返済明細書 等）
- ☐ 遺産に関する資料（被相続人名義の通帳、遺産分割協議書（案） 等）
- ☐ 収入に関する資料（年金額決定通知書、源泉徴収票、確定申告書控え 等）
- ☐ 水道光熱費・家賃・保険料に関する資料（領収書、契約書 等）
- ☐ 医療費・施設費に関する資料（領収書 等）
- ☐ 税金・社会保険料に関する資料
（保険料決定通知書、固定資産税納税通知書、特別徴収税額通知書 等）
- ☐ その他の財産・その他の支出（家族扶養料、定期的な支出、負債の弁済 等）に関する資料





石垣市成年後見制度利用サポートブック

石垣市

石垣市成年後見支援センター

石垣市障がい者基幹相談支援センター

石垣市地域包括支援センター

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地 石垣市福祉部福祉総務課

電話 0980-87-5515

e-mail fukusoum@city.ishigaki.okinawa.jp

令和6年8月